

氏名等変更届出書

令和 年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 （名称及び代表者の氏名）

次のとおり変更をしたので、電気関係報告規則第4条の表第16号の規定により、届け
出ます。

変更に係る事業場の名称		
変更に係る事業場の所在地		
変更に係る公害防止関係各 法対象の施設の概要		
変更の理由及び内容		
	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

連絡先：	— —	担当者氏名：
------	-----	--------

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設（※）に該当するものを設置する者が、

- ・ 設置する者の氏名を変更した場合
- ・ 設置する者の名称を変更した場合
- ・ 設置する者の住所を変更した場合
- ・ 設置する者の代表者（法人の場合）の氏名を変更した場合
- ・ 特定施設を設置する工場若しくは事業場の名称を変更した場合
- ・ 特定施設を設置する工場若しくは事業場の所在地を変更した場合

について、行うものです。

※特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。

(特定施設の例)

1. ガスタービン・ディーゼル機関（常用・非常用）

（燃料消費量が重油換算で50L／h以上のものに限る。）

2. ガソリン・ガス機関（常用・非常用）

（燃料消費量が重油換算で35L／h以上のものに限る。）

3. 空気圧縮機及び送風機

（電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力7.5kW以上のものに限る。）

4. 圧縮機（同上）

・・・・・・・・等

＜「変更に係る公害防止関係各法対象の施設の概要」の欄の記載例＞

種	類	N o . 3 0	ディーゼル機関
施 設 の 名 称 ・ 番 号		第 1 号	ディーゼル機関
機 関 出 力		〇〇〇	kW
発 電 出 力		〇〇〇	kW
燃 料 の 燃 焼 能 力		△△△	L／h（重油換算）
常用又は非常用の別		非常用	

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。

（四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。）

変更後、遅滞なく、届け出ていただくようお願いします。